【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第五十七条　削除

（改正前）

第五十七条　大蔵大臣は、証券業者の営業又は財産経理の状況に照らし、その支払能力が薄弱であるか、又は薄弱となる虞がある場合において公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

②　大蔵大臣は、前項の規定により営業の停止を命じた後、当該証券業者について当該処分の基礎となつた事由が消滅したと認める場合には、営業の停止期間を短縮する処分をなすことができる。

③　大蔵大臣は、前項の規定による処分をなした場合においては、遅滞なく、理由を示し、この旨を当該証券業者に通知しなければならない。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第五十七条　大蔵大臣は、証券業者の営業又は財産経理の状況に照らし、その支払能力が薄弱であるか、又は薄弱となる虞がある場合において公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

②　大蔵大臣は、前項の規定により営業の停止を命じた後、当該証券業者について当該処分の基礎となつた事由が消滅したと認める場合には、営業の停止期間を短縮する処分をなすことができる。

③　大蔵大臣は、前項の規定による処分をなした場合においては、遅滞なく、理由を示し、この旨を当該証券業者に通知しなければならない。

（改正前）

第五十七条　証券取引委員会は、証券業者の営業又は財産経理の状況に照らし、その支払能力が薄弱であるか、又は薄弱となる虞がある場合において公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示し、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

②　証券取引委員会は、前項の規定により営業の停止を命じた後、当該証券業者について当該処分の基礎となつた事由が消滅したと認める場合には、営業の停止期間を短縮する処分をなすことができる。

③　証券取引委員会は、前項の規定による処分をなした場合においては、遅滞なく、理由を示し、この旨を当該証券業者に通知しなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

②　証券取引委員会は、前項の規定により営業の停止を命じた後、当該証券業者について当該処分の基礎となつた事由が消滅したと認める場合には、営業の停止期間を短縮する処分をなすことができる。

③　証券取引委員会は、前項の規定による処分をなした場合においては、遅滞なく、理由を示し、この旨を当該証券業者に通知しなければならない。

（改正前）

（②③　新設）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第五十七条　証券取引委員会は、証券業者の営業又は財産経理の状況に照らし、その支払能力が薄弱であるか、又は薄弱となる虞がある場合において公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示し、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。